

○警備業の認定

(第4条)

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日
令和3年3月26日

審査基準

令和3年3月26日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第4条
処分の概要	警備業の認定
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	警備業法第3条(警備業の要件)、第5条第1項、第2項、第3項(認定 手続及び認定証) 警備業法施行規則第3条、第4条(認定等の申請) 警備業の要件に関する規則第1条、第2条、第3条(警備業の要件)
審査基準	別紙参照
標準処理期間	40日
申請先	主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	生活安全部長

別紙

[別紙参照]